

「全国一斉！法務局休日相談所」に調査士も参加

法務局では、これまで毎年10月1日の「法の日」などに無料相談会を開催してきたが、通常の業務時間帯に法務局を利用することができない方のために、今年は2月12日の日曜日に、全国163か所で一斉に休日相談所を開設した。名古屋会場となったイオンモールナゴヤドーム前（名古屋市東区）では、名古屋法務局職員によって特設ブースが開設され多数の相談者が訪れた。

当日は、主催者である法務局職員の外、法務局と関係の深い司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員が相談員を務め、それぞれの専門分野ごとに相談者が抱えている様々な心配ごと・お困りごとにお答えした。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君(左)と人KENあゆみちゃん(右)



法務局職員による受付の様子

愛知県土地家屋調査士会からは役員7名が相談員として参加し、2つのブースに分かれて相談者に対応した。



相談ブースの様子
相談員：江口 滋副会長



相談ブースの様子
相談員：高木敏則常任理事(左)・小島一晃理事(右)



相談ブースの様子

相談員：早川正敏副会長（左）・小嶋眞介常任理事（右）



相談ブースの様子

相談員：権下幹生理事

法務局主催の相談会ということもあってか、対応させていただいた相談者の中には、ご本人で登記申請を準備しているので手続き方法を聞きたいとお越しになる方もいらっしゃった。そのような方には、申請書の記載事項や必要な添付情報、あるいは図面の作成方法等を説明させていただいた。

その一方では、長年に亘って境界問題を抱えているのに、コミュニティ内での人間関係に気を遣ってなかなか行動を起こせないでいる方の相談もお受けした。このような相談では、法的強制力を伴う解決方法を望まれない場合があり、一方、相手方は話し合いには応じてくれそうもないということで、なかなか適切な解決方法をお示しすることが難しいものである。お話を聞いていると、これらの問題の解決が一筋縄ではいかないもどかしさを感じることもあった。

思うに、相談者が抱えている問題は実に様々で、法的にすっきりと解決できるケースはむしろ稀なのであろう。しかも、相談者はそのことは十分承知の上で、それでも敢えて相談会に足を運んでいらっしゃるようにお見受けする。お聞きすると、既に他の相談サービスを幾つも利用されている方が多いのである。相談者は問題の解決が難しいと知りつつも、「自分の苦しい胸の内を誰かに聞いてほしい」、「聞いてもらわずには居られない」という思いで相談会にお越しになるのではなかろうか。そのような相談者に対しては、その方の身になって精一杯お話を聞きすることによって少しでも気持ちが楽になっていただけたらそれでよい、と割り切って対応するような柔軟性も相談員には必要であると感じた。

（広報部理事 齊藤直人）